移住 東京圏 —— 米子市

ビジネス人材移住支援金

単身

60万円

二人以上世帯

100万円

18歳未満のご家族がいる場合には、さらに支援金を追加!

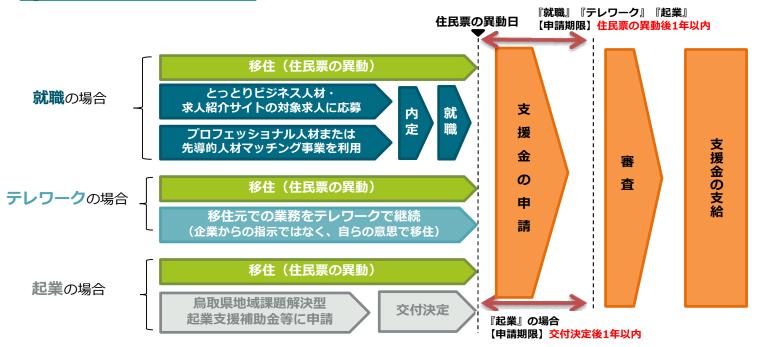


東京圏から米子市に移住して、就職、テレワークでの就業、または起業等された方に、移住支援金を交付します。

※各種条件がありますので、裏面をご覧ください。



支援金交付までの流れ



- ※ 「東京圏」とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の区域のうち、条件不利地域を除いた地域です。
- ※ 5年以内に米子市から転出された場合など、支給した移住支援金の全額または半額を返還していただく場合があります。
- ※ 予算の都合上、年度途中に受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

移住支援金の対象かどうかチェック!

※このチェックフローは簡易版であり、 支給対象者であることを保証するものではありません。



①東京23区内に住んでいる。

または

②東京圏※のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤している。 (※東京圏:東京都、埼玉件、千葉県、神奈川県)



Yes



Yes -

住民票を移す直前に、連続して1年以上

①東京23区内に住んでいる。

または

②東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤している。



受 給

対

象

外

次の①~④の**いずれか**にあてはまる

【就職による移住】

- ①「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」に掲載された求人に応募し 就業している。
- ②プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して 就業している。

【テレワークによる移住】

③本人の意思により米子市に移住し、移住元での業務を引き続きテレワークで 実施している。

【起業による移住】

④「鳥取県地域課題解決型起業支援補助金」等の交付決定を受けて1年以内である。



No





申請日から5年以上継続して米子市に居住する意思がある。





米子市への転入時に単身であった。





No



移住支援金として 6 0 万円 受給できる可能性があります!

移住支援金として 100万円 受給できる可能性があります!



18歳未満のご家族と一緒に 転入された場合、 18歳未満の方一人につき

100万円が加算されます (R5.4月以降転入者)

申請方法

申請書類を、米子市役所まちづくり企画課に提出 または郵送してください。

- ※申請をされる前に、米子市まちづくり企画課までご相談ください。
- ※申請書類については、米子市HPをご覧ください。



🧗 外部リンク

■とっとりビジネス人材・求人紹介サイト (https://www.tottori-job.jp/)



■鳥取県地域課題解決型起業支援補助金 (https://www.pref.tottori.lg.jp/269488.htm)



【お問合せ先】

米子市まちづくり企画課

米子市加茂町一丁目1番地(市役所本庁舎4階) TEL: 0859-23-5359 FAX: 0859-23-5392

詳細は米子市HPをチェック → (https://www.city.yonago.lg.jp/26856.htm)

